

新しい人権問題への対応



研究センター理事長
学校法人同志社総長

大谷 実

前回は、犯罪被害者等の人権を取り上げて、憲法上の明文の規定がなくても、法律を通じて基本的人権を保障すべきであるとなりましたが、今回は、同じく幸福追求権の保障が問題となっている終末期医療の人権について考えてみたいと思います。

終末期医療（ターミナルケア）とは、回復の見込みが全くなく、死期が迫っている患者に対して、生命を維持するために行う治療をいいます。生命維持治療の長足の進歩によりまして、輸血、高カロリー輸液、心臓マッサージ、人工呼吸などの延命措置が開発され、従来であれば

当然死亡したような患者の生命を引き延ばすことが現実には可能になってきたのです。そこで、生命を引き延ばすためだけの治療は患者の利益になっているか、むしろ患者を苦しめ、その人間としての尊厳を害する結果になっているのであり、そのような場合には、初めから治療しないか（不開始）、実施している治療を取りやめても（中止）、患者の人権という観点から許されるのではないかが問題となってきました。

死期が迫っている患者もまだ生きているのですから、初めから治療せず、また、今やっている治療を止めてしまふと、当然にその患者は息を引き取ってしまふますから、人を殺す罪つまり殺人罪になるのではないかと。医師が人工呼吸器を着けて治療すれば当面生命は助かる場合、それを敢えてやらないで死なせてしまえば、殺人罪となりますし、高カロリーの輸液で生命を維持している患者は、医師がその輸液をやめてしまえば確実に死んでしまうのですから、首を絞めて窒息させる場合と変わりません。

そこで、どのような動機であれ、生きている人の生命を短縮すれば殺人になるという考え方は、医療現場では今でも有力です。しかし、患者本人に意識があつて、終

末期に生命維持治療を拒否して死んでしまった場合は、まさしく幸福追求権から導き出される自己決定権の行使として適法になります。逆に、治療を拒否しない患者については、医師は、その患者を治療する義務がありますから、それを怠れば、殺人罪になるとというのが裁判所の考え方です。

それでは、患者が末期状態に陥った場合を想定して、あらかじめ治療を拒否する意思を書面においておいた場合はどうなるでしょうか。これがリビング・ウイル (Living will)——生きている間に効力を発揮する遺言) の問題であり、「事前の意思表示」と訳するのが適当です。この事前の意思表示については、法律専門家の間で様々な議論が行われていますが、アメリカでは、今から40年前の1976年に、自然死法 (the natural death act) という法律によって、事前の意思表示を有効として、生命維持治療の不開始・中止を適法としました。1985年には統一終末期患者権利法が制定され、今では、ほとんどアメリカ全州で自然死法が使われています。

終末期医療における生命維持治療の不開始・中止について、これを人権問題として考えてみましょう。終末期におけるリビング・ウイルは、医療におけるインフォー

ムド・コンセントを背景としています。インフォームド・コンセントとは、「十分な説明をしたうえで相手の同意」という意味であり、わが国では「説明と同意」とか同意原則と呼ばれているものですが、この原則は、幸福追求権に基づく自己決定権の思想に立脚して、人間は、自分の価値観や人生観に基づいて、治療を受けるか否かを決定する権利があるという考え方を基礎とするものです。

この原則に基づいて、患者には医療を受け入れまたは拒否する権利があるとすれば、意識がなくなる前に作っておいたリビング・ウイルを有効とするのは、その患者の幸福追求権を保障するために当然ではないかと考えるのです。その意味で、アメリカの自然死法は、我が国の解決に、大変有力な手がかりになると思います。かつて裁判所は、「終末期の医療の在り方を抜本的に解決するためには、法律の制定ないしこれに代わりうるガイドラインの策定が必要である」と述べたことがあります。人命にかかわる問題の解決を裁判所に委ねるのは困難ですから、アメリカに倣って、立法的な解決を急ぐべきだと思います。